

くろまぐろ型 TAC に関する愛知県計画(試行)

平成29年8月30日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業により漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、第3管理期間に係るくろまぐろ型TACに関する基本計画(試行)(以下「基本計画(試行)」という。)により決定された、太平洋くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量(以下「知事管理量」という。)に関し、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 2 知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 3 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について愛知県に定められた数量に関する事項 知事管理量は、以下のとおりとする。

管理の対象となる期間	第3管理期間(平成29年7月から平成30年6月まで)
太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚という。」)	0.1トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚という。」)	基本計画(試行)第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないように国と連携する。

基本計画(試行)第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画(試行)の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の知事管理量を改定するものとする。

小型魚の知事管理量のうち、漁船漁業等に割り当てる数量(以下「漁船漁業等の割当数量」という。)について、第3で定めるところより、広域管理に参加する府県における漁船漁業等の割当数量が変化するのに合わせて、本県の漁船漁業等の割当数量も変化するものとする。

また、小型魚について、全国において、3,423.5トンの数量を超えたときには、小型魚の知事管理量が消化されていなくとも、又は漁船漁業等の広域管理に参加する府県における漁船漁業等の割当数量の合計値7.94トン(以下「広域管理数量」という。)が消化されていなくとも、その時点における本県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の知事管理量とする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について、採捕の種別に定める数量は次のとおりとする。

本県の漁船漁業等の割当数量	0.1トン
---------------	-------

本県の漁船漁業等の割当数量については、本県とともに岩手県、宮城県、新潟県、富山県、福井県、大阪府、岡山県、広島県、香川県、佐賀県、大分県及び沖縄県が当該漁船漁業等の広域管理を行うこととするが、これらの府県における漁船漁業等による漁獲量の積み上げにより、広域管理数量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとき(構成府県の漁船漁業等の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。)には、本県が漁船漁業等の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の採捕の実績をもって、本県の漁船漁業等の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2に示した小型魚の知事管理数量、第3に示した漁船漁業等の割当数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

1. 釣り漁業等

(1) 通常時

- ・ 2キログラム未満の個体の再放流に努める。

(2) 漁船漁業等の割当数量の7割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に努める。
- ・ 2キログラム未満の個体の再放流に取り組む。

(3) 漁船漁業等の割当数量の8割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に取り組む。
- ・ 2キログラム未満の個体の再放流に取り組む。

(4) (1)から(3)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

2. 釣り漁業等(養殖用種苗の採捕を目的とするもの)

(1) 通常時

- ・ 種苗にならない個体の再放流に努める。

- (2) 漁船漁業等の割当数量の7割到達時
 - ・ 操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に努める。
 - ・ 種苗にならない個体の再放流に取り組む。
 - (3) 漁船漁業等の割当数量の8割到達時
 - ・ 操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に取り組む。
 - ・ 種苗にならない個体の再放流に取り組む。
 - (4) (1)から(3)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
3. 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)別に管下の漁業協同組合分(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、大型魚と合わせて一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。
- 報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。
4. 第3に示した漁船漁業等の割当数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、超過の際は操業自粛を要請するとともに、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
5. 水産庁から「注意報」、「警報」並びに「操業自粛要請」が各都道府県に対して発出された場合、本県は、これに応じて管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
6. 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。
- (1) 漁業者の取組について周知を図る。
 - (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
 - (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 第2に示した知事管理数量又は広域管理数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

- ① 5割を超え7割に達するまで:月3回(1～10日、11日～20日、21日～末日)
 - ② 7割を超えた場合:水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内
- (2) 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。